

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第三十号

#### 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

##### 「第二十一条 削除

目次中 第二十二条（広島ヘリポート管理事務所長への委任）を「第二十一条から第二十三条及び第二十四条 削除」

##### 二十四条まで 削除」に改める。

第八条ただし書中「広島県東部厚生環境事務所長に」の下に「、第二十六号(国)及び(国)に掲げる事務については広島県西部東厚生環境事務所長及び広島県東部厚生環境事務所長に」を加え、「(国)から(国)まで、(国)(土壤環境に係るもの)を除く。」及び(国)を「(国)から(国)まで、(国)(土壤環境に係るもの)を除く。」及び(国)に改め、同条第一号中「に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの」を「第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査（市町社会福祉協議会及び保育所のみを経営する社会福祉法人に係るものに限る。）」に改め、同号(一)から(三)までを削り、同条第十二号中「母子生活支援施設」を削り、同条第十七号及び第十八号を次のように改める。

##### 十七及び十八 削除

第八条第二十二号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同号(国)中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、「規定による」の下に「第一種特定製品の管理者、」を加え、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「立入検査」の下に「及び必要な試料の収去」を加え、同号(国)を同号(甲)とし、同号(国)中「第四十三条」を「第九十一条」に改め、「規定による」の下に「第一種特定製品の管理者、」を加え、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。(甲)において同じ。）」に改め、同号(国)を同号(甲)とし、同号(国)中「第二十四条第五項」を「第四十九条第七項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号(国)を同号(内)とし、同号(国)中「第二十四条第四項」を「第四十九条第六項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「対する」の下に「充填の委託、」を加え、同号(国)を同号(内)とし、同号(国)中「第二十四条第三項」を「第四十九条第五項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号(上)を同号(内)とし、同号(上)中「第二十四条第二項」を「第四十九条第四項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号(上)を同号(内)とし、同号(上)中「第二十四条第一項」を「第四十九条第三項」に改め、同号

(九)を同号歛とし、同号歛の前に次のように加える。

四十九条第一項の規定による第一種特定製品整備者又は第一種フロン類充填回収

### 業者に対する通知等に係る遵守勧告

〔四〕 第四十九条第二項の規定による第一種フロン類充填回収業者に対する登録に係る遵守勧告

卷之二

第八条第二十二号(八)中「第二十二条」を「第四十八条」は「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号(八)を同号(九)とし、同号(九)中「第二十二条第三項」を「第四十七条第三項」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号(七)を同号(十)とし、同号(十)中「第二十条の二第四項」を「第四十五条第四項」に改め、同号(六)を同号(九)とし、同号(五)中「第十五条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第一種フロン類回収業」を「第一種フロン類充填回収業」に改め、同号(五)を同号(八)とし、同号(四)中「第十四条」を「第三十二条」に、「第一種フロン類回収業者登録簿」を「第一種フロン類充填回収業者登録簿」に改め、同号(四)を同号(七)とし、同号(三)中「第十三条第二項」を「第三十一条第一項」に、「第一種フロン類回収業」を「第一種フロン類充填回収業」に改め、同号(三)を同号(六)とし、同号(二)中「第十二条第一項」を「第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業」を「第一種フロン類充填回収業者」に改め、同号(一)を同号(四)とし、同号(四)の前に次のように加える。

用等に關し必要な措置をとるべき旨の勧告

(三) 第十八条第三項の規定による第一種特定製品の管理者に対する措置命令

第六十一条第一項の規定による命令

第八条第三十八号中「第二十二号(四)」を「第二十二号(三)及び(四)」に改め、同条第三十九号「並びに国」を「、国並びに国」に改める。

同号(偶)の前に次のように加える。

(四) 第七十六条の七の二第一項の規定による中止等措置命令  
第七十六条の七の二第一項の規定による中止等措置命令  
第七十六条の七の二第三項の規定による要請

第九条第七十三号中罠を(四)とし、罠を(四)とし、(四)の前に次のように加える。

第七十六条の六第四項の規定による通知

(三) 第七十二条の五第一項の規定による要請

第九条第八十九号中「第七十三号〔元から四まで及び四から四まで〕」を「第七十三号〔四から四まで〕」

第一三六第二四〇で二ての三四〇之如之。

二の二 経営体育成総合支援事業実施要領に基づく事業計画の承認

二の三 新規就農者育成交付金事業実施要領に基づく事業計画の承認（準備型のうち、県

第十三条第三号中「プロジェクト産地発展支援事業実施要領」を「産地拡大施設等整備事

業実施要領及びプロジェクト産地発展支援事業実施要領」に改め、同条第四号中「アスパラ

一に改め、同条第四号の二を削り、同条第七号(7)中「(7)モ」周平安定供給体制構築支援

事業に係るものを除く。)」を削り、同号(18)を次のように改める。

に限る。)

第十三条第七号(二)中「経営構造対策事業、新山村振興等農林漁業特別対策事業及び」を削り、「限る。」の下に「及び新規就農者育成交付金事業（経営開始型、県全域を対象とする）と知事が認めた研修機関に係る準備型及び市町活動費に関する事業に係るものに限る。」

「体制構築助成事業」を「農業産地拡大発展事業のうち、県域生産連携促進事業、再生産費用助成事業、周年供給体制構築助成事業及び米供給体制強化事業」に改め、同号四中「及び漁場に堆積したごみの除去等に関する事業」を削り、同条第三十四号中「地域材利用開発及び森林・林業人材育成加速化事業に係るもの並びに地域森林計画編成事業補助金」を「及び新規用途導入促進事業に係るもの」に改める。

第十四条第九号中(イ)を(イ)とし、(乙)を(乙)とし、(丙)を(丙)とし、(丁)を(丁)とし、(戊)の次に次のよう  
に加える。

(四) 第七十二条の五第一項の規定による中止等措置命令第十四条第十四号中「農業振興対策事業費補助金等交付要

第十四条第一項第一号中「農業振興対策事業費補助金等交付要綱（担い手経営発展チャレンジタイプのうち畜産に関する事業に係るものに限る。）及び広島県畜産振興事業補助金交付要綱等」を「次に掲げる農畜水産業関係補助

金等」に改め、同号に次のように加える。

第二十一条から第二十四条まで 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第八十号、第八十一号及び第八十四号の改正規定は、平成二十七年六月一日から施行する。